

第2次新城市若者総合政策（案）パブリックコメント実施結果

※提出された意見は原文そのまま掲載しております。

提出者 No.	意見 No.	計画 ページ	提出された意見	意見に対する市の考え方
1, 2	1	P1	第1 趣旨について 案文の趣旨、第2段落の「次の10年に向けて」という点についての意見。 1 意見 第2次若者総合政策が今後10年を見据え策定されたものであると見受けられるが、若者総合政策の策定及び調査の頻度の向上を求める。 2 理由 第9期若者議会に至るまで若者議会が若者総合政策の策定及び、提案事業の主体的実施、政策評価が実施されていなかった。これは「新城市若者議会条例2-1」に反すると考えられる。したがって以後若者議会における若者総合政策の隔年おきの策定及び関連事項の調査を求める。	若者総合政策の策定に関する調査審議の頻度向上について、貴重なご意見として承ります。 その上で第2次若者総合政策には、計画期間を定めることを検討します。 提案事業の実施については、若者議会からの答申を受け、市が実施するものと考えます。 政策評価については、若者政策においては数値だけでなく、「人の変化」や「地域への波及効果」などの質的評価も重視する必要があると考えています。参加者へアンケート等を実施しながら適正な評価が行えるよう検討してまいります。
1, 2	2	P1-P2	第2 指針第1条について 1 意見 若者の健全な成長のため、若者の不適切な情報からの保護を求める。 2 理由 若者議会に寄せられた公序良俗に反する意見が、未成年に露出していたことに疑問と危機感を持つ。 インターネットの利用が未成年から可能である昨今、公序良俗に反する意見からの若者の、特に未成年者に対する精神的な保護措置を実施し、適切な議論の場を設けることを求める。また、これは指針第3条第4項にも通じ、リテラシーの向上を若者が大人の保護や助言を受けつつ、実施することを求める。	貴重なご意見として承ります。

1, 2	3	P1-P2	第3 指針第1条について 1 意見 社会的に配慮が必要な若者に対する支援、活動を求める。 2 理由 困難を抱え、自己表現がそもそもできない若者に対する支援が必要であると考え。指針第4条でなく、第1条では、若者が理想を追い求めることができるようにする環境づくりが述べられていると考察するため、若者による若者への支援に関する旨の記載、もしくは実施を若者総合政策に基づく活動に求める。	貴重なご意見として承ります。 今後若者総合政策を推進するにあたり、社会的に配慮が必要な若者に対するアプローチも検討していくべきものと考えます。
1, 2	4	P2-P3	第4 指針第2条について 1 提案 「市内の若者が新城市についての理解を深める」に関する記載を追加する。 2 理由 「自らの環境について知る」とあるがいずれの項でも市内の若者が新城市についての理解を深めるという記載がない。第4条に記載があると見受けられるが、非常に不自然な構成であると感じるため、第2条に「市内の若者が新城市についての理解を深める」の旨を追加するか、前文に「重複する項目がある」と記載することを提案する。	貴重なご意見として承り、修正を検討します。
1, 2	5	P3-P4	第5 指針第3条について 1 提案 「学習、労働及び居住」に関する記載を提案する。 2 理由 第3同様、暮らすうえで大切な労働(学生は学習)や居住環境など必要なことが考えうるが、記載がないことに違和感がある、第1条で学習、労働に記載はあるものの、夢や理想など追い求めるという属性が強いと感じるため、新たな条項働きやすい、住みやすいなどの項目との関連性を記載することを提案する。	貴重なご意見として承ります。

1, 2	6	P3	第6 指針第3条第3項について 1 提案 子育てに向かうまでの結婚や、出産といった要素の記載を提案する。 2 理由 若年人口の流出が深刻であり、新城市内に産科、産婦人科がないこと、新城市内で迎えることができないライフイベントが増加すると考えられる昨今、子育てに向かうまでの結婚や、出産(前述した労働も含む)への配慮も欠かせないとする、したがって上記内容を提案する。	出産という記載が女性をイメージさせることから、広くとらえた子育てという表現を用い、結婚や出産などを含むものとする。性別にかかわらず若者が安心して子育てできる環境を整えるべきだというのが若者議会において検討されました。若者議会による意見を尊重し、案どおりの内容とします。
1, 2	7	P4	第7 指針第4条について 1 提案 「若者が自分のまちに対する思いを抱く」という要素の記載を提案する。 2 理由 若者が自分のまちに意識を向け、若者の思いが伝わり、受け入れられるという状態を第1～2項で述べられているものの、受け入れられる、思いを若者が持つ段階に関する記載が不足しているとする、したがって上記内容を提案する。	貴重なご意見として承り、修正を検討します。
1, 2	8	P4	第8 指針第4条第1項について 1 提案 「～若者ひとりひとりの自分事～」の部分の「自分事」という部分を「じぶんごと」に修正することを提案する。 2 理由 当条項において「じぶんごと」という表記が多用されているためこの表記が適切であると考察するため、表記変更の提案をする。	貴重なご意見として承り、修正を検討します。